

特定商工業者 各位

亀田商工会議所

特定商工業者登録資料提出のお願い

商工会議所には、法律で定められた一定規模以上の事業者（特定商工業者）にその登録（法定台帳の提出）と経費負担（負担金の納入）のご協力をいただき、地域の商工業の実態把握を行い、地域経済の改善発達のための基礎資料とする特定商工業者制度が設けられております。

貴事業所様におかれましては、同封の「商工業者法定台帳」と、負担金に同意いただけましたら「同意書」を返信封筒にて返送下さいますようお願い申し上げます。

また、本件につきまして入力フォームを亀田商工会議所HP（サービス案内→経営支援→特定商工業者制度の 特定商工業者制度とは より）にも掲載しておりますのでご利用下さい。

何卒 本制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ この法定台帳は商取引の紹介、斡旋、その他商工会議所の事業実施等にあたり幅広く運用するものです。

なお、法令の定めにより、別紙「同意書」が必要となりますので、記名又は押印のうえ「商工業者法定台帳」と併せて10月14日（金）までにご提出下さいますようお願い申し上げます。

■特定商工業者とは、

毎年4月1日現在で、6ヶ月以上継続して本商工会議所の地区内に営業所等を有する商工業者で、次のいずれかに該当する方々です。

- ① 本商工会議所の地区内の営業所等に常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業の場合は5人）以上である者。
- ② 4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者。

※特定商工業者は、商工会議所の「会員」とは異なります。

■負担金は、「商工業者法定台帳」の作成等に要する経費に充てるため、特定商工業者に該当される方々をお願いしている法定負担金です。

公租公課費用として損金処理ができます。

※負担金は、商工会議所の「会費」とは異なります。

○納入方法につきましては、後日送付いたします振込用紙（手数料無料）をご利用いただくか、係の者が集金にお伺いいたします。
(振込用紙は令和4年11月中旬頃送付予定です。)